

# 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

山梨県地場産業センター

令和2年6月26日改正

## 1 3密の回避

### 1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- (1) ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設であるため、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- (2) 貸室利用者に対して、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなど、定期的に喚起を行うことを周知する。

### 2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- (1) 販売コーナーへの入場者数を50人までに制限する。
- (2) 複数の貸室の予約がある場合は、開始時間、終了時間をずらし、密集が生じないようにする。
- (3) 近距離での会話や発声を避け、最低1mの対人距離を確保する。

### 3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- (1) 貸室利用時は、机（幅180cm×奥行60cm）1脚に1人掛けとすることを徹底し、机を使用しない場合には、一人あたりの専有面積を最低3㎡とする。
- (2) レストラン利用時は、席を一行（机1脚に2人掛け）とし、向かい合わないようにする。
- (3) レジは、透明ビニールカーテンで遮蔽するとともに、誘導線・張り紙等で整列時の人と人との間隔を確保する。

## 2 体調確認の徹底

### 1 体調のチェック

- (1) 従業員（レストラン含む）は出勤前に検温・体調確認を行うとともに、業務開始前にも再度確認を行う。
- (2) 入場者に対して、発熱、風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は入館しないよう呼びかけるとともに、入館時に体調確認を行う。

## 3 飛沫、接触感染防止対策

### 1 マスクの着用、手指の消毒の実施

- (1) 従業員はマスクを必ず着用するとともに、入館者に対してもマスクの着用を周知する。
- (2) 従業員は定期的に、利用者は入館時に、手指の消毒を実施する。(入口に消毒液を設置)

## 2 清掃・消毒の実施

- (1) 不特定多数の人が接触する場所(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、洗浄レバー等)は定期的に清拭消毒する。
- (2) 入館者向けの館内のゴミ箱は撤去する。残されたゴミを片付ける際に、鼻水や唾液などが付いている可能性がある場合は、マスク、手袋を着用し、ビニール袋に密閉して捨てる。改修後は石けんで手を洗う。

## 3 トイレの衛生管理の徹底

- (1) 蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。
- (2) ハンドドライヤーは使用を停止する。

## 4 喫煙スペースのリスク軽減

- (1) 一度に利用する人数を減らし、人と人との距離を保つ。

## 5 休憩スペースのリスク軽減

- (1) 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- (2) 常時喚起を行い、共用する物品は定期的に消毒する。

## 4 ガイドライン遵守の確認

ガイドラインを遵守している事を県に報告するため、各項目についてチェックリストを作成し、毎日の確認を行うと共に、県へ毎日チェックリストを提出する。